

2014濃濃発第82号
2014年9月1日

原子力規制委員会
原子力規制庁
放射線防護対策部原子力防災政策課長
森下泰殿

日本原燃株式会社
濃縮・埋設事業所 濃縮事業部
ウラン濃縮工場 濃縮運転部長

「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」の
内容の一部読み替えについて

2013年12月25日付、2013濃濃発第109号にて届け出ました弊社「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」につきましては、弊社組織改正に伴い、添付資料のとおり読み替えいたしますのでご連絡いたします。

添付資料

「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

現行	読み替え後	備考
<p>第2章 原子力災害予防対策</p> <p>第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備</p> <p>3. 除染施設、応急処置施設 安全管理部長及び<u>業務本部げんねん診療所長</u>は、別図10に示す除染施設及び応急処置施設を常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備</p> <p>2. 原子力防災資機材等 (1) 原子力防災資機材 a. <u>業務本部げんねん診療所長</u>、業務本部総務部長、経営本部人事部長、濃縮運転部長、安全管理部長及び再処理事業部防災管理部長は、別表6に示す原子力防災資機材に関して次の措置を講じる。 (a) 必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。なお、非常用通信機器については、連絡先又は連絡先の番号に変更があった場合、これを更新し、常に使用可能な状態に整備する。 (b) 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。 b. 社長は、毎年9月30日における原子力防災資機材の備え付けの現況を翌月7日までに様式5に定める届出書により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。 (2) その他の防災資機材 a. 安全本部環境管理センター長、業務本部総務部長、経営本部人事部長、<u>業務本部げんねん診療所長</u>、濃縮運転部長及び再処理事業部防災管理部長は、別表7に示すその他の防災資機材に関して、必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。 b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。</p>	<p>第2章 原子力災害予防対策</p> <p>第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備</p> <p>3. 除染施設、応急処置施設 安全管理部長及び<u>経営本部人事部長</u>は、別図10に示す除染施設及び応急処置施設を常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備</p> <p>2. 原子力防災資機材等 (1) 原子力防災資機材 a. 業務本部総務部長、経営本部人事部長、濃縮運転部長、安全管理部長及び再処理事業部防災管理部長は、別表6に示す原子力防災資機材に関して次の措置を講じる。 (a) 必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。なお、非常用通信機器については、連絡先又は連絡先の番号に変更があった場合、これを更新し、常に使用可能な状態に整備する。 (b) 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。 b. 社長は、毎年9月30日における原子力防災資機材の備え付けの現況を翌月7日までに様式5に定める届出書により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。 (2) その他の防災資機材 a. 安全本部環境管理センター長、業務本部総務部長、経営本部人事部長、濃縮運転部長及び再処理事業部防災管理部長は、別表7に示すその他の防災資機材に関して、必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。 b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。</p>	<p>社内組織改正に伴う名称変更</p> <p>社内組織改正に伴う名称削除</p> <p>社内組織改正に伴う名称削除</p>